

公益財団法人北海道体育協会

「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」設置規程

(総 則)

第1条 この規程は、『公益財団法人北海道体育協会（以下「本会」という。）及び加盟団体における倫理に関するガイドライン（以下「倫理に関するガイドライン」という。）』が提起する、スポーツにおける暴力行為等に関する相談及び問合せ（以下「相談等」という。）に対応する体制を整備するため、「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」（以下「相談窓口」という。）設置に関することを定める。

(体 制)

第2条 相談窓口は企画運営委員会の下に置き、その事務は本会総務・会計課が所掌し、事務局長が対応するものとする。

(相談内容の範囲)

第3条 相談窓口は、「倫理に関するガイドライン」に掲げる次の相談等に対応するものとする。

- (1) 身体的・精神的暴力（バイオレンス）に関する事。
- (2) 身体的・精神的セクシュアルハラスメントに関する事。
- (3) 身体的・精神的パワーハラスメントに関する事。
- (4) ドーピング防止及び薬物乱用防止に関する事。
- (5) 不適切な経理処理に関する事。

(相談等の方法)

第4条 相談窓口の利用方法は、電話、電子メール、ファクシミリ、書面及び面会のいずれも可能とする。

2. 前項の利用方法は、本会ホームページや広報紙『道体協ニュース』等に掲載し、その周知徹底を図るものとする。

(手続き)

第5条 相談窓口は、匿名の場合を除き、相談者に対し相談等を受けた旨、速やかに通知するとともに、相談等の内容を確認する。

2. 事案の相談等を受けた場合、相談窓口は速やかに本会事務局担当課、当該加盟団体等に報告し、事実の確認及び適切な対応を依頼する。

3. 事案の確認及び対応の依頼を受けた本会事務局担当課、当該加盟団体等は、相談等に関する確認・調整にあたり協力・連携して対応するとともに、確認及び対応結果について、相談窓口に報告するものとする。
4. 相談窓口は、事案及びその確認並びに対応結果について、企画運営委員会委員長に報告するものとする。
5. 企画運営委員会委員長は、事案の内容に応じて、委員会を開催し対応するものとするものとする。
6. 企画運営委員会は相談窓口を通して、紛争状態にある相談等については、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構への相談及び問合せを相談者に提案するものとするものとする。

(情報の保護)

第6条 相談等に対応する役職員並びに企画運営委員会委員は、正当な理由なく、相談等の内容を開示してはならない。

(対応者の責務)

第7条 相談等を受けた役職員は、法令及び本会諸規程に基づき、誠実に対応するよう努めなければならない。

(補 則)

第8条 その他、相談窓口について必要な事項は、企画運営委員会で定める。

附則 (平成25年9月5日理事会決定)

この規程は、平成25年9月5日から施行する。